

家庭用コージェネレーション  
システム契約定義書

2019年10月1日

新日本瓦斯株式会社

## 目 次

1. はじめに.....	1
2. 用語の定義.....	1
3. 適用条件.....	1
4. 契約の成立.....	2
5. 使用量の算定.....	2
6. 料金.....	3
7. 単位料金の調整.....	3
8. 設置確認について.....	4
9. その他.....	4
付 則.....	5
1. 本定義書の実施期日.....	5
(別 表) .....	6
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法.....	6
2. 料金表 1 (家庭用コージェネレーションシステム契約第一種) .....	7
3. 料金表 2 (家庭用コージェネレーションシステム契約第二種) .....	7

## 1. はじめに

この定義書は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的かつ経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」… ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水暖房システム」(以下「温水暖房」といいます。)… エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管又は室内の端末器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴乾」といいます。)… エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥等を行うシステムのことをいいます。
- (4) 「ガスコンロ」… エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器をいいます。
- (5) 「専用住宅」… 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (6) 「併用住宅」… 店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「消費税率」… 消費税相当額の、消費税法の規定に課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、定義書においては10パーセントといたします。

## 3. 適用条件

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は一需要場所に設置するガスメーターの能力(ガス小売供給約款及び他の定義書(小型空調契約及び空調夏期契約に限りです。))による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又はガス小売供給約款19(4)ただし書きの規定により早取料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。)が16立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの定義書による契約を希望される場合に適用いたします。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力(機器容量)が5kW以下であ

ること。

(3) 家庭用コージェネレーションシステム契約第一種は、家庭用コージェネレーションシステム、温水暖房、浴乾、ガスコンロを設置しているお客さまに適応いたします。

(4) 家庭用コージェネレーションシステム契約第二種は、(3) 以外で家庭用コージェネレーションシステムに加え温水暖房、浴乾、ガスコンロのうち、いずれか一種類又は二種類を設置しているお客さまに適応いたします。

#### 4. 契約の成立

(1) お客さまは、この定義書を承諾のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた家庭用コージェネレーションシステム契約第一種、または家庭用コージェネレーションシステム契約第二種のいずれかを申し込んでいただきます。

(2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。

(3) 契約期間は次の期間といたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月のガス小売供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。

② 当社との、他のガス使用契約の解約と同時に、この定義書を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、お客さまがこの定義書の契約期間満了前にこの定義書の解約と同時に他の定義書の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(5) 当社は、お客さまがこの定義書又は当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの定義書に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この定義書への申し込みを承諾しないことがあります。

(6) お客さまは、同一需要場所でこの定義書と当社の他の契約とを重複して契約することはありません。

#### 5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

## 6. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定された料金（この場合の料金を以下「早収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを、料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。

(3) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(4) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金を算定いたします。

## 7. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

41,570円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したト

ン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定の結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が66,510円以上となった場合は、66,510円といたします。

なお、トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

（算式）

平均原料価格＝（トン当たりLNG平均価格×0.9771＋トン当たりLPG平均価格×0.0474）

### ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

## 8. 設置確認について

(1) 当社は、温水暖房・浴乾・ガスコンロが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの定義書の申し込みを承諾しないか、又は速やかにこの定義書に基づく契約を解約し解約日以降一般契約を適用いたします。

(2) 温水暖房・浴乾・ガスコンロを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、この定義書に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般契約を適用いたします。

## 9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本定義書の実施期日

本定義書は、2019年 10月 1日から実施いたします。

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金又は遅収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単  
位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算  
定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に  
あたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適  
用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算  
定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき  
算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に  
あたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を  
適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に  
あたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料  
金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に  
あたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料  
金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に  
あたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適  
用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に  
あたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適  
用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に  
あたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適  
用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に  
あたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適  
用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算



定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします(小数点以下端数切捨て)。

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

## 2. 料金表1 (家庭用コージェネレーションシステム契約第一種)

### (1) 基本料金

1ヵ月およびガスメーター1個につき	3,630円 (消費税相当額を含みます。)
-------------------	--------------------------

### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	67.40円 (消費税相当額を含みます。)
------------	--------------------------

### (3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

## 3. 料金表2 (家庭用コージェネレーションシステム契約第二種)

### (1) 基本料金

1ヵ月およびガスメーター1個につき	3,630円 (消費税相当額を含みます。)
-------------------	--------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	85.76円 (消費税相当額を含みます。)
-------------	--------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。